

## 回 答 書

担当：

山形市 企画調整部

公共交通課 交通結節点係 関、渡辺

023-641-1212 内線438

事業者 各位

工事名 山形市役所前バス待合所リノベーション事業

「山形市役所前バス待合所リノベーション事業公募型プロポーザル」に関して期日まで受け付けました質問について、下記のとおり回答します。

No.	質問箇所	内 容	回 答
1	「募集要項」1頁第2-3	別途工事予定として、市役所前バス停留所上屋とありますが、デザインの統一性を必要とする考えでしょうか。	市役所前バス停留所上屋の設置は来年度を予定しており、デザインが未だ決まっていないため、考慮する必要はございません。
2	「募集要項」1頁第2-3	別途工事バス停留所、サイネージなど有りますが、電源照明等の制御も待合所分電盤からの電源供給という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	「要求水準書」目次資料一覧資料3	工事完成図面は、意匠図、構造図、給排水換気設備図、電気設備図一式が揃っているものとして閲覧は可能でしょうか。また図面の貸し出しも可能でしょうか。	工事完成図面としては、実施設計の平面図、断面図、立面図及び給排水の図面があり、閲覧可能です。 なお、図面の貸出しは行っておりません。
4	「要求水準書」2頁第1-6-(2)	特許権等で本事業において市が指定する工事材料や施工方法はありますか？	工事材料や施工方法の指定はございません。
5	「要求水準書」5頁第3-1 施設概要（施設内容）	現在設置されている備品の撤去は別途と考えてよろしいでしょうか。（ベンチ・照明写真機、元案内所内エアコン(内外機共)、足元ヒーター、発車案内板、棚、消火器、ワークデスク、壁掛け時計など）	元案内所内エアコン（内外機共）は本事業にて撤去し、それ以外の備品は市で撤去を行います。

6	「要求水準書」5頁第4-1-1-③環境への配慮	「官公施設の環境保全性に関する基準」においてリノベーション（改装）の為、数値的な水準提示は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	「要求水準書」5頁第3-1施設概要	外壁の施設名称サインを改修することとあるが、指定名称はありますか？	施設名称は未定です。 設計期間中に山形市で決定します。
8	「設計建設工事請負契約書（案）」	受注後契約締結までの間で設計建設工事請負契約書（案）に関する質疑の時間はございますか。ご教授願います。	優先交渉権者決定から設計建設工事請負契約締結までの間、質疑の時間がございます。
9	「設計建設工事請負契約書（案）」	目次とページがあっていない様です。修正お願いします。	ご指摘を踏まえ、目次を修正いたしました。
10	「設計建設工事請負契約書（案）」表紙契約期間	契約書（案）の契約期間は令和7年3月21日とあり、要求水準書P2には引渡しは令和7年3月31日とあります。 山形市様の検査予定も含めてスケジュール整理をお願いします。	以下のスケジュールを想定しております。 契約期間：契約締結の日から令和7年3月21日 工事検査：令和7年3月22日から3月31日まで 工事目的物の引渡し：令和7年3月31日
11	「様式集」9様式3-3委任状（代表企業）	単社提案の場合、この様式は提出不要という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	「様式集」11頁～13頁様式3-5様式3-6様式3-7参加資格審査申請書	単社提案で各業務の参加資格審査申請書を作成する場合、添付する共通の書類は、まとめて1部のみ提出でもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	「様式集」11頁～13頁様式3-5様式3-6様式3-7参加資格審査申請書	実績記入欄には過去5年間の同種工事（公共工事、改修工事）を記載すると理解して宜しいでしょうか。	過去5年間の同種工事の実績をご記載いただき、詳細は「様式集」様式8-1及び様式8-2にご記載ください。

14	「様式集」11頁～13頁 様式3-5 様式3-6 様式3-7 参加資格審査申請書	添付書類の会社概要書はパンフレットで宜しいでしょうか。	会社の概要が分かるものであればパンフレットでもかまいません。
15	「様式集」11頁～13頁 様式3-5 様式3-7 参加資格審査申請書	募集要項のP3にて設計及び工事監理の参加資格要件は「一級建築士事務所の登録を行っていること」の記載のみであるため、申請書の「入札参加資格者番号」の欄は削除としてよろしいでしょうか。	設計業務に当たる者の入札参加資格者番号が無い場合は、空欄としてください。
16	「様式集」16頁様式5-2 提案書類確認書	必要書類欄の(3)提案内容に関する提出書類(様式7-1、7-2)の項目で確認欄に「封筒」と記載されておりますが、P3では「提案価格に関する書類(様式6-1、6-2)」を封筒に入れて提出と記載があります。封筒で提出するのはどちらでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「様式集」様式5-2を修正しました。 様式6-1及び6-2を封筒に入れてご提出ください。 なお、様式7-1及び7-2を封筒に入れる必要はございません。
17	「要求水準書」資料一覧	資料3を確認すると、過去に、待合所の正面に軒があったようでした。今回の提案では、待合所の前の歩道まで活用する提案は可能でしょうか？ 可能な場合、制限などを教えていただきたいです。	道路法等関係法令を遵守した内容であれば、バス待合所前の歩道までを活用したご提案も可能です。 詳細については、道路管理者等関係機関との協議が必要となります。
18	「要求水準書」5頁第3-1 要求水準	資料からは、利用者向けの機能については読み取れるのですが、既存建物内にあるような裏方の機能は必要でしょうか？ バックヤードや倉庫など、必要なものがございましたら教えていただきたいです。	ご質問いただいた機能は必須ではございません。 「要求水準書」第3-1に示す待合・滞在機能を満たすようご提案ください。
19	「要求水準書」5頁第3-1	デジタルサイネージに関して、採用予定の品番または、おおよそのサイズは決まっていますでしょうか？	デジタルサイネージの品番やサイズは決まっておりません。 利用者にとって機能的かつ利便性が高くなるよう、設置位置等をご提案ください。

20		正面から入って奥（トイレ側）の外壁に開口を設けることは可能でしょうか？	別途、構造の検討を行っていただく必要があります。問題が無い場合、開口を設けることも可能です。
21		待合所は4号建築物に該当しますでしょうか。もし4号建築物であれば(また、前項の回答によっては)トイレ側の外壁に開口を設けられると考えています。	4号建築物に該当します。